

# 令和4年度松下社会福祉事業福利厚生基金リフレッシュサポート事業【旅行編】実施要綱

## 1 主 旨

リフレッシュサポート事業は、職員にリフレッシュの機会を提供し、健康の保持と体力の回復に資することを目的として実施するもので、職員がこの目的のために旅行等を行う場合、以下によりその費用を助成するものです。

## 2 実施主体

一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会

## 3 実施期間

令和4年4月12日から令和5年2月28日までとします。

ただし、助成の対象となる旅行等が実施期間内に完了している場合に限りです。

また、実施期間中でも助成対象人数に達した場合は、その時点で終了とします。

## 4 助成対象

会員が個人又は団体で次の旅行等を行う場合に助成します。

ただし、申込時及び旅行完了時に会員であることが必要です。

① 本会が指定する旅行業者（以下「指定業者」といいます。）を通じて申し込む宿泊旅行

② 指定業者を通じて申し込む日帰り旅行（日帰り旅行は、各旅行代理店で取り扱う募集型企画旅行（旧主催旅行）（パッケージツアー）又は職員旅行等の団体で行う受注型企画旅行・手配旅行に限りです。）

旅行形態	宿泊旅行		日帰り旅行	
	募集型企画旅行 （旧主催旅行）	受注型企画旅行 手配旅行	募集型企画旅行 （旧主催旅行）	受注型企画旅行 手配旅行
団体旅行	○	○	○	○
個人旅行	○	○	○	×

③ 本会が指定する保養施設（以下「指定施設」といいます。）の利用

## 5 助成額

実施期間中1人1回 1,000円を限度とします。

※予算の範囲内で助成します。

## 6 助成対象人数

3,000人以内

## 7 助成の方法

(1) 会員が指定業者を通じて旅行（日帰り旅行を含みます。）を行った場合、又は指定施設を利用した場合に、指定業者又は指定施設を通じて助成を行います。

(2) 本会における助成対象者の確認及び指定業者又は指定施設の利用の完了をもって、助成の決定に代えるものとします。

## 8 利用の方法

利用の手順は、次のとおりとします。この場合、旅行後(施設利用後)の申請はできません。  
なお、詳細は別紙「ご利用案内(旅行編)」に記載のとおりです。

- (1) 助成の申込みは、1回の利用ごとに、事業所単位で行うものとします。
- (2) 助成を受けようとする会員は、「4 助成対象」の①及び②については、別紙様式1に、③については、別紙様式2の各利用申込書に必要事項を記入した上、事業所長等に会員である証明を受けます。
- (3) 会員は、「4 助成対象」の①及び②の場合、あらかじめ指定業者に旅行の予約をしておきます。
- (4) 会員は、利用申込書を本会あてファクシミリで送信し会員であることの確認を受けます。
- (5) 本会にて確認の後、会員の所属する事業所へファクシミリで返信します。以上で利用申込みは完了となります。
- (6) 会員は、上記の利用申込書を、指定業者又は指定施設に提出し、利用代金から助成額を差し引いて支払うものとします。

## 9 指定業者(指定施設)及び取扱店舗、各種利用特典等 別紙の一覧のとおり

## 10 その他

- (1) 会員以外の同行される方は、助成の対象となりません。
- (2) 旅行計画の取消し・変更等により、宿泊を行わなかった場合、助成は行いません。  
なお、この場合のキャンセル料については、助成の対象とはなりません。
- (3) 助成を受けた会員が、次のいずれかに該当したときは、助成は行いません。すでに助成が完了している場合でも、返還いただくことがあります。
  - ア 利用した時点で、すでに会員でなくなっていたとき。
  - イ 助成を受けたものを他人に利用させたとき。
  - ウ 利用申込に不実の記載があったとき。
  - エ 利用にあたり、職員として品位を損ない、又は職員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 指定業者及び指定施設の選定基準は別に定めます。

## 令和4年度松下社会福祉事業福利厚生基金リフレッシュサポート事業 指定業者及び指定施設選定基準

一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会が実施する松下社会福祉事業福利厚生基金リフレッシュサポート事業において、指定業者及び指定施設の選定基準は次のとおりとします。

- 1 「指定業者」及び「指定施設」とは、令和4年度松下社会福祉事業福利厚生基金リフレッシュサポート事業実施要綱に定めるものをいいます。
- 2 指定業者の選定方法は次のとおりとします。
  - (1) 新たに指定業者になろうとする旅行業者は、本会が定める期日までに、別紙様式1により本会に申請するものとします。
  - (2) 本会は、申請を受け付けた旅行業者について、次の条件に照らして適当と認められる業者を選定し、申請期限後1週間以内に指定の可否を通知するものとします。
    - ア 本会会員の利用が多く見込まれること。
    - イ 利用できる店舗のエリアが比較的広範囲に及んでいること。
    - ウ 旅行業者としての実績と信用があること。
    - エ 利用に際して有利な特典があること。
  - (3) 新たに指定業者となった旅行業者は、すみやかに本会との契約を締結するものとします。なお、この場合の契約期間は、令和4年度限りとします。
  - (4) 令和3年度に指定業者として契約しているものについては、特に契約解除の申し出がない限り継続するものとし、本会が定める期日までに、別紙様式2の提出を求め、利用条件を確認した上で、契約を締結するものとします。
  - (5) 指定業者の年度途中の追加は、原則として行わないものとします。
- 3 指定施設の選定方法は次のとおりとします。
  - (1) 新たに指定施設となる保養施設は、本会が候補となる施設と直接交渉し、次の条件に照らして適当と認められる施設を選定するものとします。
    - ア 本会会員の利用が多く見込まれること。
    - イ 保養のための施設として社会的な評価を受けていること。
    - ウ 愛知県内又は近隣地域にあり容易に利用できること。
  - (2) 本会は、新たに指定施設として認められた施設とすみやかに契約を締結し、会員に周知するものとします。
  - (3) 令和3年度に指定施設として契約しているものについては、特に契約解除の申出がない限り継続するものとし、利用条件を確認した上で、契約を締結するものとします。
  - (4) 指定施設の年度途中の追加は、契約交渉に時間を要することを考慮し、行うことができるものとします。